

○岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の運用について

(昭和35年3月4日岡人委第100号通知)

(沿革)

昭和36年 1月13日第 41号	昭和37年 7月24日第386号
昭和39年12月25日第531号	昭和40年12月28日第559号
昭和41年 4月 1日第 4号	昭和43年 4月 1日第 9号
昭和46年 3月30日第527号	昭和48年10月19日第316号
昭和49年 3月30日第516号	昭和52年 4月 1日第 4号
昭和53年 3月23日第312号	平成26年 3月31日第274号
令和 4年 2月25日第340号	令和 5年 3月20日第340号
令和 7年 3月21日第345号	令和 7年12月23日第265号 改正

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和31年岡山県人事委員会規則第8号）の一部改正に伴い同規則の運用について別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の運用について

第2条の3関係

- 1 第1項の「県費負担教職員が学校若しくは共同調理場（以下「学校等」という。）を異にする異動又は学校の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した」とは、県費負担教職員が異動等（岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）の適用を受ける職員が、岡山県県費負担教職員の給与等に関する条例（昭和31年岡山県条例第65号）の適用を受ける職員となつた場合及び採用された場合を含む。）を要因として当該異動等の直後の学校等に勤務するため住居を移転した場合をいい、移転前の住居から通勤することが容易であるにもかかわらず、便宜、住居を移転した場合等は、これに該当しない。
- 2 第1項の「人事委員会の定める条件に該当する者」とは、次のとおりとする。
  - 一 その者の有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると任命権者（その委任を受けた者を含む。）が認めた場合

- 二 へき地手当に準ずる手当を支給されている場合において、同手当を支給されるに至った日から起算して3年以内又は異動等の日から起算して3年を経過する際に他のへき地学校等又は特別の地域に所在する学校等に異動し、かつ、その際住居を移転しなかつた場合
- 3 へき地手当に準ずる手当を支給されている県費負担教職員に、第1項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該事由に関し新たにへき地手当に準ずる手当の支給が開始されるので、従前の異動等に係る支給は、終了することとなる。

#### 第2条の4関係

この条第1項第6号に該当すると思料される職員が生じたときは、人事委員会と協議するものとする。

#### 第4条関係

- 一 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当は、職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）の規定により休職中の職員にあつてもその期間中給与が支給される場合にあつては、支給されるものであること。
- 二 分校を有する学校の校長に対するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給については、本校に勤務するものとして取り扱うものであること。
- 三 2以上の学校に勤務することを命ぜられている者（校長を除く。）に対するへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給については、その者の最も多い担当授業時間数の学校に勤務するものとして取り扱うものであること。

#### 第6条関係

県費負担教職員にへき地手当に準ずる手当を支給するに当たっては、職員別に勤務学校名、職名、異動年月日、住居移転年月日、支給開始日、支給改定日、支給率、支給停止日その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。

#### 別表関係

任命権者は、別表第1、別表第2に掲げる学校等及び別表第3に掲げる公署について廃止若しくは移転があるとき又はこれらの学校等及び公署の所在地における生活環境等の実情に著しい変更があると認められるときには、その変更の内容がわかる書類を人事委員会に提出するものとする。